

防火対象物使用開始届出書

防火対象物を新築、増築、改築、用途変更し、使用を開始する場合に届出するものです。使用を開始する日の7日前までに届出する必要があります。

届出後、使用を開始する前に管轄署による立入検査を実施します。

届出・申請方法

窓口及び郵送	電子申請
消防本部予防課または 管轄の消防署・各分署で受付可	可

届出先及び届出・申請手順

●届出先

消防本部予防課または管轄の消防署・各分署

●届出・申請手順

1. 窓口に提出する場合（持参する書類等）【各2部（正・副）】

- 防火対象物使用開始届出書
- 防火対象物棟別概要追加書類（使用を開始する防火対象物が複数棟ある場合）
- 防火対象物の案内図、配置図、平面図等の図面
- 設置された消防用設備等の設置図面

▲注意事項

- ・窓口での受付は、午前8時30分～午後5時15分となります。（消防本部予防課での受付は、土、日、休日及び年末年始を除く上記の時間。）
- ・使用を開始する前に、管轄署による立入検査を実施しますので、あらかじめ、または受付時に日程について相談してください。

2. 郵送する場合（封入する書類等）【各2部（正・副）】

- 上記「1. 窓口に提出する場合」に記載の書類等
- 返送用封筒（宛名を記入し、切手を貼付）

▲注意事項

- ・記入漏れ等の不備がある場合、受理できない場合がありますので、内容等を確認し郵送してください。なお、届出、申請内容について担当者に問い合わせる場合があります。
- ・使用を開始する前に、管轄署による立入検査を実施しますので、あらかじめ日程について相談をするか、または、受付後に日程調整のご連絡をさせていただきます。

3. 電子申請する場合【各届出書1部（正）】

- 上記「1. 窓口に提出する場合」に記載の書類等を添付し、消防本部予防課または管轄の消防署・各分署のメールアドレス宛に送付してください。

▲注意事項

- ・使用を開始する前に、管轄署による立入検査を実施しますので、あらかじめ日程について相談をするか、または、受付後に日程調整のご連絡をさせていただきます。
- ・その他、電子申請に関する注意事項についてはホームページをご確認ください。

その他

- ・増築、改築、用途変更の場合、消防用設備等の新設、増設及び変更等が必要となる場合がありますので、事前に消防本部予防課に相談してください。

問い合わせ先

消防本部予防課または管轄の消防署・各分署

管轄の消防署・各分署については、[管轄署（届出先）一覧](#)でご確認ください。

電話番号等の連絡先は、[消防本部・消防署 総合案内](#)でご確認ください。